

電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2021年6月14日現在

～2021年6月13日

2021年6月14日～

目次

第1章～第15章（略）

別記

1～9の3（略）

10～13（略）

料金表～附則（略）

目次

第1章～第15章（略）

別記

1～9の3（略）

[9の4 CXサポートサービスの提供](#)

[9の5 料金請求データの取得に関する同意](#)

[9の6 データに関する責任](#)

[9の7 データの確認・複製](#)

[9の8 データの削除](#)

[9の9 データのバックアップ](#)

10～13（略）

料金表～附則（略）

第1章～第14章（略）

第15章 附帯サービス
（附帯サービス）

第54条 電話等サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記8から[別記9の2](#)に定めるところによります。

別記

1～9の3（略）

第1章～第14章（略）

第15章 附帯サービス
（附帯サービス）

第54条 電話等サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記8から[別記9の9](#)に定めるところによります。

別記

1～9の3（略）

[9の4 CXサポートサービスの提供](#)

[\(1\)当社は、地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能を利用している契約者から請求があったときは、その着信課金番号又は特定着信番号について次表に掲げるCXサポートサービス（以下、別記9の4から9の9において「本サービス」といいます。）を提供します。](#)

区 別	内 容
CXサポートサービス	(1)本サービスの申込単位で、地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の料金請求情報等のデータ（以下「料金請求データ」といいます。）を集計し、グラフ等に可視化するサービス (2)可視化するデータは、当月から遡って12暦月分（当月分を含みます。）の料金請求データとなります。

[\(2\) 前号の規定にかかわらず、着信課金番号数と特定着信番号数の合計が500を超える場合は、当社はその請求を承諾しません。](#)

[9の5 料金請求データの取得に関する同意](#)

[契約者は、当社が本サービスを提供するために、契約者から料金請求データを取得することに同意します。](#)

[9の6 データに関する責任](#)

[\(1\)当社が本サービス提供のために契約者から取得した契約者の料金請求データの所有権は契約者にあり、そのデータが滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅](#)

失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、当社は、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

(2)本サービスの利用に係る契約者のソフトウェア、アプリケーション、その他の電子ファイル等の電子媒体に保存されたデータが滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、当社は、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

(3)料金請求データ及び本サービスにより契約者に提供される結果については、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。また、本サービスにより契約者に提供される結果は実際の請求料金と異なる場合があります。

9の7 データの確認・複製

(1)当社は、当社設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、当社設備に保存されたデータ等を確認、複写又は複製をすることがあります。

(2)当社は、前号の用途以外で当社設備に保存されたデータにアクセス又は利用しないものとします。

9の8 データの削除

当社は、本サービス又は地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の廃止のほか、特定の契約者に対する当社又は契約者が行う本サービス又は地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の全部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、料金請求データを削除します。なお、特定の契約者に対する当社又は契約者が行う地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って12暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から12暦月後にすべての料金請求データは削除します。この場合において、当社は、データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

9の9 データのバックアップ

(1)契約者は必要に応じ自らの責任で料金請求データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップを行った際の方法及びその結果について責任を負わないものとします。

(2)契約者は、本サービスに係る契約が終了等するときには、料金請求データを、自

	<p><u>己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。</u> <u>(3)当社は消去された料金請求データは修復しません。</u></p> <p>10～13 (略)</p> <p>料金表 (略)</p>
	<p><u>附 則 (令和3年6月11日 A P S 1 第00794028号)</u></p> <p><u>この改正規定は、令和3年6月14日から実施します。</u></p>